

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年12月10日（平成30年（行情）諮問第562号）

答申日：平成31年3月6日（平成30年度（行情）答申第457号）

事件名：特定個人からの特定の土地家屋調査士に対する懲戒の申出に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が本件請求文書の開示請求を拒否すべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月28日付け庶第1199号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

不開示とした理由にある、特定の土地家屋調査士が審査請求人であり、まさに受けた不当な申立てに対して自己の名誉のために、懲戒申立てをした者を名誉棄損罪で告発するためにその証拠を必要とするものである。すなわち利益になるために開示を要請するものである。

（2）意見書

理由説明書（下記第3を指す。）によれば、「当該存否情報が明らかにされた場合、当該土地家屋調査士が、その業務に関し、非違行為等の何らかの不適切な行為に関わったのではないかとの憶測を呼び」とあるが、現実に働いておるのではないか。

当職（審査請求人を指す。）は、相手方（特定個人を指す。以下同じ。）に対して、特定年月日C申請人の代理人として、筆界特定申請を行ったが、補助担当職員は「相手方の弁護士は立派な方です。」、大きな声で、「自分の為に筆界特定申請手続きをしたらあかんぞ。」と申請人をして「懲戒申立てされてるから、ああいう態度をとるんやろ。」言わ

しめている。

もちろん、綱紀委員会には呼び出される。しかしどれだけ綱紀委員会
が真摯に執り行ったといえるか。1回呼び出して、〇〇年前の話をいき
なり答えという。

挙句の果て、会長指導で一件落着にしようとする。こんなに名誉が傷
ついたのは生まれて初めてのことである。

「信用に悪影響を及ぼし、ひいては当該土地家屋調査士の事業活動に
支障を来すなど、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な
利益を害するおそれがあると認められる。」が、まさしくそうならない
ために、自己の土地家屋調査士の今までやってきたことが正しかったこ
とを証明するのです。そのためには、相手方の行った行為は決して許せ
ることではないということです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政文書開示の対象とされた行政文書及び原処分

本件審査請求に係る行政文書開示請求書の請求する行政文書の名称等欄
には、別紙の1（本件請求文書）のとおり記載されていたところ、処分庁
は、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、法8条及び9条2
項の規定に基づき原処分を行った。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由は、不開示決定通知
書の不開示とした理由欄に記載されている「特定の土地家屋調査士」とは
審査請求人（開示請求者）本人であって、不当な懲戒申立てにより審査請
求人の名誉が害されたため、当該懲戒申立てを行った者を名誉毀損罪で告
発するための証拠とするために開示請求を行ったものであるから、請求対
象文書を開示することは、むしろ当該特定の土地家屋調査士の利益になる
ものであるとの理由から、原処分を取り消し、本件請求文書の開示を求め
るものであると考えられる。

3 原処分の妥当性

審査請求人は、上記2の理由により、本件請求文書について開示すべき
であると主張するので、本件請求文書の存否を明らかにせず不開示とした
原処分の妥当性について、以下検討する。

- (1) 本件開示請求は、特定土地家屋調査士の懲戒処分に係る行政文書全部
の開示を求めるものであるから、本件請求文書が存在するかどうかを答
えることは、当該土地家屋調査士について懲戒処分の申立てがされた
という事実の有無（以下「当該存否情報」という。）を明らかにすること
と同様の結果を生じさせることとなると認められる。

当該存否情報が明らかにされた場合、当該土地家屋調査士が、その業務に関し、非違行為等の何らかの不適切な行為に関わったのではないかとの憶測を呼び、信用に悪影響を及ぼし、ひいては当該土地家屋調査士の事業活動に支障を来すなど、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、不開示決定通知書の不開示とした理由欄に記載されている「特定の土地家屋調査士」が審査請求人本人であることを理由として開示を求めているが、法は、その立法経緯、規定振り等から本人開示を認めていないことは明らかである。

したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなる。

- (2) また、本件不開示決定通知書においては不開示とした理由として記載されていないが、本件開示請求は、懲戒処分の申立人（懲戒申出人である特定個人を指す。以下、第3の3（2）において同じ。）を特定した上で、特定の土地家屋調査士の懲戒処分に係る行政文書全部の開示を求めるものでもあるから、本件請求文書が存在するかどうかを答えることは、当該申立人が特定法務局に対して特定の土地家屋調査士の懲戒処分の申立てを行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなると認められる。

本件存否情報は、申立人の個人に関する情報であって、申立人を識別することができる情報であるから、申立人に係る存否情報が明らかにされた場合、法5条1号の不開示情報を開示することとなる。

- (3) 以上のとおりであるから、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、9条2項の規定に基づき、本件開示請求を拒否した原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成30年12月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成31年1月9日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年2月15日 | 審議 |
| ⑤ 同年3月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

これに対し、処分庁は、本件対象文書を特定した上、その存否を答える

だけで法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行い、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。なお、処分庁は、本件開示請求の対象となる文書として、本件開示請求に係る開示請求書における「請求する行政文書の名称等」の表示とは異なる文言で本件対象文書を特定しているところ、この点につき、原処分に至るまでの間に、開示請求者である審査請求人に対する求補正等の手続によりその意思確認を行ったということは一切うかがえないから、原処分の妥当性を判断するに当たっては、本件請求文書につき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することの適否を検討すべきものである。

そして、諮問庁は、上記第3の3(1)及び(2)のとおり、本件請求文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生じることもその理由に追加した上で、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件請求文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件請求文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件請求文書は、特定個人が行った特定土地家屋調査士に対する懲戒の申出に係る文書(特定年月日Aから特定年月日Bまで)であることから、その存否を答えることは、特定個人が、上記の期間に、特定法務局に対して特定土地家屋調査士の懲戒処分の申出を行ったという事実の有無(本件存否情報)を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) そして、本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるところ、これが法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、同条2号イについて判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2(1)のとおり主張するが、法3条に規定されているとおり、開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の

理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、また、それらの事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものでないものであるから、審査請求人の上記主張は、採用の余地がない。

4 付言

原処分においては、上記1のとおり、慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ず、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が、本件請求文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は、同条1号及び2号イに該当することからその存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条1号に該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求文書

特定年月日 A から特定年月日 B までの特定個人から申出があった特定土地家屋調査士に対する懲戒の申出に係る一切の関係書類

2 処分庁が特定した文書（本件対象文書）

特定土地家屋調査士に対する懲戒の申出に係る一切の関係書類（特定年月日 A から特定年月日 B まで）